

令和7年度事業報告

目次

1	平塚市障がい者基幹相談支援センター	2
2	委託相談事業所名 しせん相談室ひらつか	6
3	委託相談事業所名 サンシティひらつか	10
4	委託相談事業所名 ほっとステーション平塚	14
5	令和7年度相談支援事業実績	18

1 平塚市障がい者基幹相談支援センター

平塚市障がい者基幹相談支援センターは平塚市の相談支援の中核として、障がい等の種別によらない総合的な相談受付や、支援困難事例に対する事業所への後方支援、相談支援専門員のスキルアップ、地域の体制づくりを行っています。3つの委託相談事業所と連携しながら平塚市が運営しています。

1 総合相談・専門相談に関する業務

①総合的な相談窓口

②専門的な相談窓口

- ア 相談支援専門員に対する専門的な指導及び助言等（面談への同席・訪問への同行・個別支援会議への参加等）
- イ 定期的な訪問による相談支援事業所等の運営状況等の把握及び相談支援専門員への支援
- ウ 指定特定相談支援事業所等の人材育成の支援（事例検討会の開催やサービス等利用計画等の点検及び評価等）
- エ 委託相談支援事業所とのケース共有会議（困難事例共有会議）の開催
- オ サービス等利用計画等の作成件数の増加に向けた取り組み（連絡調整及びコーディネート等）
- カ 障害福祉サービス事業所等の情報収集及び情報共有、アウトリーチによる地域連携、社会資源開発

(1)令和7年度における主な取組内容・実績（実施事業や参加者数・対応件数など）

福祉制度・障害福祉サービスの問い合わせが最も多く、147件でした。令和6年度から件数が減った理由としては、相談支援事業所訪問を実施したことで、相談支援専門員のみなさんが、基幹を介さずとも地区ケースワーカーに直接相談ができるようになったことも大きな要因と考えています。

総合相談では相談内容から課題を整理し、必要に応じて各関係機関と連携して支援しました。また、指定特定相談支援事業所や居宅介護事業所（ヘルパー事業所）の廃止に伴う相談が、各事業所や利用者御本人、御家族からありました。できるだけ不安を解消できるように、御本人や御家族の理解を求めながら調整に努めました。委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所とも情報を共有し、進捗を確認しながら対応しました。（①、②-ア・イ・ウ・エ）

相談支援専門員が一機関だけで悩まないように、必要に応じて、面談への同席、訪問同行、個別支援会議へ参加し支援しました。相談支援専門員初任者研修等のインターバル実習の受入れは、22件でした。（②-ア・エ・オ）

相談支援事業所への訪問では、事前アンケートを実施し、フリートークだけでなく、事業所のニーズに応じてミニ勉強会やケース検討等を行いました。日程調整が難しい事業所もある中で、23件の訪問を行いました。事業所からは、「平場で他の事業所と話ができる場が欲しい。」という意見がありました。（②-イ）

基幹相談支援センター主催の相談支援事業所向け基礎研修を令和8年2月25日（水）に開催しました。内容は、障害福祉サービスの種類と支給要件、平塚市版サービス等利用計画書式の紹介とモニタリング期間の考え方、平塚市の相談支援体制について（基幹・委託相談窓口の紹介）説明しました。主な対象者は、相談支援従事者初任者研修受講者であり、ベテランも含め16事

業所から28人の参加がありました。(②-ウ)

委託相談支援事業所とのケース共有会議は、毎月2回開催しました。基幹相談支援センターと委託相談支援事業所、こども発達支援室くれよんの三者で、児者問わずケース共有をしました。児から者への切れ目ない支援を目指し、特に18才到達の児については成人への移行期にあるため、情報共有は重要と考えています。(②-エ)

令和6年度に実施した就労移行支援事業所へのアウトリーチから見えた課題としては、精神疾患等により医療や生活支援が必要な利用者が多く医療機関等の多機関連携が必要ですが、福祉専門職がいない事業所が多いことでした。そのような課題を精神分科会の取組につなげ、「精神保健福祉支援者のための連携ガイド」を作成しました。本ガイドは、就労移行支援事業所のみならず、多くの機関にも活用していただいています。(②-カ)

(2) 取組内容・実績を踏まえた成果（好事例や改善できたことなど）

相談支援事業所訪問も2年目となり、顔の見える関係づくりができ、困難ケースの相談が入るようになりました。加算のつけ方、モニタリング期間の考え方など、具体的に勉強をしたいというニーズに対して、事業所別にミニ勉強会を開催することで、相談支援専門員の知識の向上に寄与できました。(②-イ)

相談支援事業所に属さない初任者研修修了者が、事業所を開設するまでの早期の段階から相談等に対応してきた結果、新規の事業所が増えました。(②-オ)

(3) 取組内容・実績を踏まえた課題（課題や対応が難しかったことなど）

相談支援事業所訪問では、「移動支援事業者不足や安心して利用できるグループホームがない、親亡き後に心配のある重度障がい者に対する社会資源が不足している。」という声が聞かれています。誰もが安心して暮らせる地域にするために、自立支援協議会を始め、地域の関係機関との連携や取組をどのように進めていくかについては、今後の課題です。(②-イ)

(4) 8年度の取組

相談支援事業所訪問による支援は、新規事業所を重点的に実施します。既存の事業所は、希望制とします。「平場で他の事業所と話ができる場が欲しい。」というニーズに応え、計画相談支援連絡会において、研修形式ではなく、フリートーク形式で年2回開催します。(②-イ・ウ)

委託相談支援事業所とのケース共有会議（困難事例共有会議）の参加者を拡大します。指定特定相談支援事業所等が気軽に参加できるようにし、委託相談の専門的視点も含めて一緒に相談支援を考えていくことで、一機関で抱え込まない体制をつくります。(②-エ)

相談支援専門員の人員不足については継続的な課題であるため、初任者研修等の周知を確実に実施し、インターバル研修の受け入れ等、支援者支援に取り組みます。(②-オ)

2 「地域の相談支援体制の強化」に関する業務

①自立支援協議会の運営

②計画相談支援事業所連絡会の活性化

(1)令和7年度における主な取組内容・実績（実施事業や参加者数・対応件数など）
基幹相談支援センターが本協議会・企画運営部会の中心となり、運営を行いました。また、委託相談支援事業所が各専門部会の中心となって、地域の課題解決に取り組みました。(①) 基幹相談支援センター主催、自立支援協議会及び委託相談支援事業所との共催で、平塚市障がい者基幹相談支援センター合同研修会を開催しました。当日は、市内の障がい者支援機関、当事者・家族団体を中心に80人の参加でした。(①) 日時：令和8年3月12日(木)13:00～15:00、場所：中央公民館大ホール、内容： (1)事業報告（平塚市障がい者基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、平塚市自立支援協議会及び部会・分科会の取組）、(2)研修会「その人らしい選択、みんなで応援～今日から始める寄り添いのヒント～」講師 社会福祉法人 常成福祉会 みなせ相談支援センター長／神奈川県意思決定支援専門アドバイザー 岡西博一氏 計画相談支援連絡会では次の内容を実施しました。(②) ・「アセスメント研修」講師：精神科専門医・大正大学名誉教授 近藤直司氏 ・GSV研修（3回）
(2)取組内容・実績を踏まえた成果（好事例や改善できたことなど）
基幹相談支援センター主催の研修会において、協議会の役割や取組内容について広く周知しました。(①) GSV研修では、日中支援事業所のサービス管理者や初任者研修受講者にも参加を募り、委託相談支援事業所や指定特定相談支援事業所とのつながりを強化することができました。(②)
(3)取組内容・実績を踏まえた課題（課題や対応が難しかったことなど）
地域課題について各部会・分科会で取り組んでいますが、内容が多岐に渡るため、事務局の負担が増えている状況です。 計画相談支援連絡会やグループホーム連絡会は、参加事業所が主体となって会の運営を行うことが理想ですが、研修会等への参加がない事業所もあるため、事業所の実状を知ることが必要です。(①) 重複障がいにより一つの相談機関では支援が難しいケースが増えており、複数の委託相談支援事業所の連携や後方支援を行う必要があります。(②)
(4)8年度の取組
自立支援協議会が効果的に機能するために、各委員が活発に意見を出せるような運営を目指します。(①) 地域づくりの推進的な役割であり、人材育成の中核を担う主任相談支援専門員と一緒に計画相談支援連絡会を運営していくための足掛かりとして、主任相談支援専門員へ計画相談支援分科会への参加を促します。(②) 相談支援専門員のニーズに応え、計画相談支援連絡会において、フリートークの場を設けます。(年2回)(②)(1－(4)再掲) 秋頃に計画相談支援連絡会として、神奈川県相談支援広域アドバイザーの菊本氏を講師として、相談支援体制の強化を目指すことを目的とした研修を行います。(②)

3 「地域移行・地域定着促進への取組」に関する業務

①障害者支援施設や精神科病院への継続的なアプローチ方法の検討

②地域生活支援拠点等の体制整備に係るコーディネート

(1)令和7年度における主な取組内容・実績（実施事業や参加者数・対応件数など）
精神分科会において、「にも包括構築研修会 地域共生社会の実現に向けた医療と福祉の役割を考える研修会」を開催しました。(①) 地域移行に向けた意向確認のために、意思決定支援をテーマにした研修会を知的分科会主催、知的分科会・身障分科会主催、基幹相談支援センター主催で3回開催しました。(①) 地域生活支援拠点等の整備に向け、緊急時受入体制強化事業として、普段から関わりのある事業所が緊急時に支援できるよう、本市独自の報酬制度を作りました。制度理解を促し、事業所登録を増やすため、指定特定相談支援事業所への説明を行いました。(②)
(2)取組内容・実績を踏まえた成果（好事例や改善できたことなど）
意思決定支援について、事業所に向けた分科会の取組からつなげ、事業所のみならず市民にも広く知ってもらえるよう、基幹相談支援センター主催で研修会を開催することができました。施設や事業所が行う特別なものではなく、日々の生活の中で、幼少期から意思を表出ができる機会を継続してつくっていくことの大切さ、必要性を共有することができました。(①) 緊急時受入にあたっての協力事業所へ報酬を出せる仕組みができたことが大きな成果でした。(②)
(3)取組内容・実績を踏まえた課題（課題や対応が難しかったことなど）
上記のとおり新しい仕組みをつくることができましたが、周知先が指定特定相談支援事業所のみであったため、登録事業所を増やすことができませんでした。(②)
(4)8年度の取組
障害者支援施設における地域移行等の意向確認が令和8年度から義務化されたため、本市における地域移行希望者を把握するための方法を検討します。(①) 地域移行の受け皿としても期待の高い、日中支援型共同生活援助事業所が、普段から孤立しないよう、また、地域移行者受け入れ後の継続的な見守りや個別支援が行えるよう、年1回程度、事業所訪問を行います。(①) 地域生活支援拠点等の整備については、指定特定相談支援事業所以外の事業所に説明を行い、協力できる事業所を増やしていきます。(②) 親亡き後の支援に向け、まずは40歳以上知的障がいのある方でセルフプランの利用者を抽出し、状況把握を行います。事業所の状況を踏まえた上で指定特定相談支援事業所へつなげていきます。(②)

4 「権利擁護・虐待防止」に関する業務

①権利擁護・虐待防止に関する普及啓発

(1)令和7年度における主な取組内容・実績（実施事業や参加者数・対応件数など）
意思決定支援研修会（基幹相談支援センター主催、知的分科会主催、知的分科会・身障分科会主催）（再掲）、学齢児分科会における、事業所向け虐待防止研修（分科会報告参照）
(2)取組内容・実績を踏まえた成果（好事例や改善できたことなど）
意思決定支援研修での施設からの実践報告において、市内の事業所の実際の取組を共有することができました。
(3)取組内容・実績を踏まえた課題（課題や対応が難しかったことなど）
(4)8年度の取組
4「権利擁護・虐待防止」に関する業務については、個別支援の中で継続して取り組んでいきます。

2 委託相談事業所名 しせん相談室ひらつか

次のとおり、平塚市障がい児者相談支援事業の報告をします。

1 一般相談支援事業内容

- ① 障がい児者及びその家族・関係者からの生活・福祉相談に応じること
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく各種サービスの事業所紹介、利用のあっせん及び調整に関すること
- ③ 地域の相談機関(主に指定特定相談支援事業所)の連携強化に関すること
- ④ 平塚市障がい者自立支援協議会(部会及び分科会を含む。)の事務局に関すること
- ⑤ サービス利用者等のコーディネートに関すること
- ⑥ 地域における障がい児者福祉の住民意識啓発に関すること
- ⑦ ボランティアの養成及び活用に関すること
- ⑧ 上記に付帯して発生する他機関との連絡調整に関すること
- ⑨ その他、平塚市長が特に必要と認めた事業

(1) 令和7年度における主な取組内容・実績（実施事業や参加者数・対応件数など）

相談支援実績は、延べ898件で、新規相談者は実人員65名でした。新たにサービス等利用計画を作成した方は37名でした。主な相談内容としては、制度や利用出来るサービスの内容、住宅、福祉用具、医療費等に関してでした。相談者の割合は、本人が約31%、医療・福祉関係者が約40%、次いで行政との相談が約16%、家族からの相談が約12%、そのほか地域の方からの相談が約1%でした。相談内容は全21項目延べ1,114件（一人が複数相談しているため）のうち、サービスの利用調整が36%と最も多かったのですが、特に視覚障がいの方の「同行援護の事業所を探したい。」「ヘルパー事業所が閉所してしまったため外出ができなくなった」といった相談が多くありました。①②⑤

身障分科会の事務局運営においては、地域課題として移動支援事業の実態調査について取り組み、居宅介護事業所に行った令和5年度のアンケート結果の内容をさらに具体的に把握するために、市内の事業所31事業所を対象に電話による聴き取り調査を行いました。さらには、他市の取り組み状況も知る必要があると考え、藤沢、茅ヶ崎、小田原、伊勢原、秦野の事業所へもアプローチし、各市の移動支援の実情の把握に努めました。啓発活動では、視覚障がい者の当事者を講師に、一般市民を対象にした講演会を実施しました。視覚障がい者への理解を深めてもらい、将来的には資格を取得して移動支援や居宅介護の事業所で働いてもらえるような流れを作ることを目指しました。④⑥⑦⑧

こども部会医療的ケア児支援分科会の委員として参加し、座談会「ひなたぼっこ」の企画・運営に協力し、福祉だけでなく医療や教育、保育、行政機関と連携して、学校や学童保育における看護師配置のない実情に関する地域課題に取り組みました。④

(2)取組内容・実績を踏まえた成果（好事例や改善できたことなど）
協議会の活動を通じて知り合った他事業所から相談を受けたり、こちらから相談したりする機会が増えました。計画相談事業所間の顔が見える関係作りをさらに一步進めた取組として、同じ地域で活動する相談支援専門員同士の交流と情報交換、資質向上を図ることを目的に計画相談事業所間の交流研修会を実施しました。きっかけは、初任者研修のインターバル実習を通じ、これから相談員になる方々が抱える「開設するのに何から始めたらいいか」「地域の相談をどのように受けていったらいいか」「特定の利用者に対して相談員としてどこまで関わりたいのか」といった不安を聴き、地域の相談支援事業所の後方支援として企画しました。当日は新規開設予定の事業所や実際に相談事業所として運営している事業所、介護保険制度のケアマネジャーを兼務する事業所等5事業所が参加しました。今後も継続したい希望が上がりました。③⑧
(3)取組内容・実績を踏まえた課題（課題や対応が難しかったことなど）
移動支援事業の調査の結果、「収益性の確保」と、「質の高い支援サービス」の両立は、「報酬ルール」と「現場の運用効率」「人材育成」の3つの要素の掛け合わせによって、地域の障がい者の社会参加の成否が決まって来るのではないかと考えられました。解決のために、報酬増額だけでなく、移動支援従事者養成研修を活用した人員確保と、キャンセルが起きた際に事業所に損が出ない効率的な計画をセットで検討することが必要です。地域の実情に合った制度の見直しと具体的な提案に結びつくように取り組みます。啓発活動は、これまで視覚障がい者当事者の講演会を中心に実施してきましたが、身障分科会として行う啓発活動を改めて検討します。
(4)上記(3)を踏まえた、令和8年度の取組(実施計画)
移動支援事業の「収益性確保」と「質の高いサービス」の両立及び地域の実情に応じた報酬ルールの見直しを目指して障がい福祉課と連携して取り組みます。 ・ヘルパー事業所2事業所に身障分科会の参加を依頼し、移動支援の充実へ向けた意見交換を行います。 ・市内ヘルパー事業所数社に収入に関するヒアリング調査をします。 ・啓発活動では、地域のイベントに視覚障害の体験ブースを設け、啓発活動に取り組むことで、地域の障がい者の社会参加を多角的に支援してまいります。

2 平塚市障がい者基幹相談支援センターとの協働事業

- ① 障がい種別によらない総合相談、専門相談や困難事例共有会議や検討会議等の「総合相談・専門相談」に関する事
- ② 研修会や特定指定相談事業所等の訪問支援など「地域の相談支援体制の強化」に関する事
- ③ 「地域移行・地域定着促進への取組」に関する事業
- ④ 主に普及・啓発等の「権利擁護・虐待防止」に関する事業
- ⑤ 平塚市障がい者基幹相談支援センターの運営に関する定期的な協議
- ⑥ その他、平塚市障がい者基幹相談支援センター事業に関する事項の協力

(1)令和 7 年度における主な取組内容・実績（実施事業や参加者数・対応件数など）
平塚市障がい者自立支援協議会における企画運営部会に参加した他、月 2 回、基幹相談支援センターが主催する困難事例共有会議に職員 2 名で参加しました。①⑤ 計画相談支援分科会が主催する計画相談支援連絡会で行ったグループスーパービジョンではファシリテーターを務めました。また、事業所間の顔合わせを通じて、交流研修会や見学への同行、障がいサービス資源に関する情報共有に取り組みました。②④
(2)取組内容・実績を踏まえた成果（好事例や改善できたことなど）
平塚市障がい者自立支援協議会（企画運営部会）への参画や、基幹相談支援センター主催の困難事例共有会議への継続的な参加を通じ、行政および委託事業所との緊密な連携体制の構築に取り組むことができました。特に、計画相談支援連絡会におけるグループスーパービジョンでファシリテーターを務めたことで、地域の相談支援従事者の関係作りに取り組みました。 事業所間の個別連携においては、訪問看護や生活介護事業所の管理者、介護保険のケアマネジャーや病院のソーシャルワーカーなどから相談があり、年間で実件数 49 件の相談がありました。情報交換に留まらず、勉強会の開催や見学への同行、資源情報の共有をしました。顔の見える関係作りを通じ事業所単体では解決が困難なケースに対しても、複数のサービスや地域資源を組み合わせた複合的な支援体制作りに取り組み、地域ネットワークの実効性を高める成果が得られました。②③
(3)取組内容・実績を踏まえた課題（課題や対応が難しかったことなど）
関係機関のネットワークの『構築』に取り組み、相談対応や会議での連携を通じて一定の成果を得たと考えられますが、今後はこの繋がりを維持し、より連携を深める必要があります。虐待や権利侵害の「兆候」を早期にキャッチするために、サービス提供事業所との日常的な接点づくりを活発に行い、後方支援体制の強化が必要と考えます。
(4)上記(3)を踏まえた、令和8年度の取組(実施計画)
昨年度までに構築した関係機関とのネットワークを基盤とし、さらなる連携の深化を図ります。計画事業所への同行訪問や勉強会、生活介護事業所との意見交換会など、後方支援体制を強化する取り組みについて、委託事業所として基幹相談支援センターと連携していきます。 ・計画事業所への同行訪問の実施 ・事例検討やスキルアップを目的とした勉強会の開催

3 委託相談事業所名 サンシティひらつか

次のとおり、平塚市障がい児者相談支援事業の報告をします。

1 一般相談支援事業内容

- ① 障がい児者及びその家族・関係者からの生活・福祉相談に応じること
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく各種サービスの事業所紹介、利用のあっせん及び調整に関すること
- ③ 地域の相談機関(主に指定特定相談支援事業所)の連携強化に関すること
- ④ 平塚市障がい者自立支援協議会(部会及び分科会を含む。)の事務局に関すること
- ⑤ サービス利用者等のコーディネートに関すること
- ⑥ 地域における障がい児者福祉の住民意識啓発に関すること
- ⑦ ボランティアの養成及び活用に関すること
- ⑧ 上記に付帯して発生する他機関との連絡調整に関すること
- ⑨ その他、平塚市長が特に必要と認めた事業

(1)令和7年度における主な取組内容・実績(実施事業や参加者数・対応件数など)

市内在住の様々な障害を抱えるご本人、ご家族及び関係機関からの生活・福祉に関する相談に幅広く対応しました。相談対応実績としては延べ522件(うち新規相談:119件)で、計画相談への移行は59件でした。移行にあたっては、ご本人やご家族の意向、個々の状況を考慮したほか、幼児期から学齢期への移行、学齢期から成人への移行に関しての相談事業所からの引き継ぎ依頼、及び「自身で問い合わせたものの、なかなか受け入れ先が見つからない」といった切実な相談に対しても対応をしました。相談内容の内訳と傾向としては、福祉制度や障害福祉サービスに関する問い合わせ、将来への不安解消、利用調整に関する相談が大きな割合を占めました。同時に、医療機関や学校、他の相談機関からの専門的な問い合わせにも多く対応し、他機関との緊密な連絡調整を図りました。

(①②⑤⑧)

各事業所との日常的なコミュニケーションや会議体を通じた顔の見える関係づくりにより、地域全体の支援体制の底上げを図った。各種分科会等の場を通じて、グループホームや日中支援事業所の職員と直接顔を合わせる機会が増加。これにより、様々な事業所からの相談件数も増加傾向にあり、事業所間での情報共有や連携が強化されていると感じます。外部活動実績としては、関連する会議や研修等へ年間30回参加し、専門性の向上とネットワークの拡大に努めました。(③⑧)

平塚市障がい者自立支援協議会の部会・分科会事務局として、地域の課題解決に向けた活動を展開しました。知的分科会の事務局会議の開催は年4回。全体会の取組としては「意思決定支援」をテーマとした講演及び実践報告会を開催。各事業所における実際の取組状況や、現場が直面している課題について深く話し合う機会を設け、福祉現場における意思決定支援の重要性を広く周知しました。グループホーム連絡会の事務局会議の開催は年4回。全体会は3回開催。事業所間の「横の繋がり」の構築を目的としたグループワークを

はじめ、地域連携推進会議、災害対策研修などを実施。日常の支援における困りごとの共有だけでなく、防災面における地域社会との連携など、グループホームが抱える課題へのアプローチを行いました。(④)
(2)取組内容・実績を踏まえた成果（好事例や改善できたことなど） 基幹の共有会議においてかねてより地域の課題として挙がっていた「重複障がいを抱えている方」への支援に対し、関係機関や他の委託相談事業所と緊密な連携体制をとったことで、単独では対応が難しい困難ケースへの介入を合同で実施することができ、複雑な課題を持つ当事者や家族に対する具体的な支援アプローチを前進させることができました。グループホーム連絡会において、地域連携推進会議での「実践報告会」は初の試みであり、当初は進め方に戸惑う事業所も少なくなかった中で、互いの取組を聴き合うことで、各事業所が今後の実施に向けた具体的なイメージを持てた場となりました。更に、対話を通じて日頃の工夫や実践をオープンに共有できたことは、単なる事例紹介に留まらず、事業所間の孤立感を解消する契機にもなり、次年度の活動に向けた明確な方向性を共有することができました。 知的分科会等で実施した「意思決定支援」に関する研修は、地域全体の支援の質を底上げするだけでなく、虐待予防へと直結する重要な取組であることを再認識する機会となりました。今回の研修を通じて、意思決定支援の重要性が広く浸透し、地域全体で虐待予防に取り組むための次年度に向けた足掛かりを築くことができました。(③④⑧)
(3)取組内容・実績を踏まえた課題（課題や対応が難しかったことなど） 世帯複合リスク及び支援を望まない世帯へのアプローチとして、今年度は「ご本人が知的障害で同居するご家族が精神障害を抱えているケース」や「ご家族が高齢者福祉サービスの支給を受けている世帯」など、福祉介入の必要性が高い事例に直面しました。しかし、いずれのケースも当初はご家族側から「支援を望まない」という強い意向があり、初期段階からの関わりやサービス調整に難渋する課題があしました。 このような複雑かつ潜在化しやすい困難事例に対し、事業所単独ではなく、他専門機関や地域包括支援センター等と密な情報共有とやり取りを重ね、世帯全体を包括的に見守る体制を構築しながら粘り強くアプローチを継続しています。関係機関が「同一の支援方向性」を共有した上で支援を行える段階へと進めていきたい。 支援拒否や複合的な課題を抱える世帯に対しては、信頼関係の構築に多大な時間を要することから、次年度以降も地域包括支援センター等の他分野の機関とさらに緊密なネットワークを維持・強化し、世帯分離や段階的な介入も含めた丁寧な伴走型支援を継続していくことが不可欠と感じました。(⑤⑥⑧)
(4)上記(3)を踏まえた、令和8年度の取組(実施計画) 家族内に知的障害、精神疾患、高齢者介護のニーズが混在する「8050問題」や「ダブルケア」の世帯に対応するため、障害種別を問わない包括的な相談窓口（重層的支援体制整備事業）の機能強化を図ります。また、地域包括支援センター、相談支援事業所、医療機関などが迅速に情報共有を行い、支援方針を統一するための合同ケース会議の定例化、情報連携基盤を構築します。支援を望まない世帯に対して即効性を求めず、時間をかけて信頼関係を築くための訪問支援（アウトリーチ）体制を強化し、顔の見える関係性づくりを継続して進めていきます。

2 平塚市障がい者基幹相談支援センターとの協働事業

- ① 障がい種別によらない総合相談、専門相談や困難事例共有会議や検討会議等の「総合相談・専門相談」に関すること
- ② 研修会や特定指定相談事業所等の訪問支援など「地域の相談支援体制の強化」に関すること
- ③ 「地域移行・地域定着促進への取組」に関する事業
- ④ 主に普及・啓発等の「権利擁護・虐待防止」に関する事業
- ⑤ 平塚市障がい者基幹相談支援センターの運営に関する定期的な協議
- ⑥ その他、平塚市障がい者基幹相談支援センター事業に関する事項の協力

(1)令和7年度における主な取組内容・実績（実施事業や参加者数・対応件数など）

平塚市障がい者基幹相談支援センターとの協働事業において、提示された各項目に基づき、地域における相談支援体制の強化と利用者の生活安定に努めました。地域における困難事例の解決や多角的な視点の獲得、並びに相談支援体制の強化を目指し、市基幹相談支援センターが主催する「困難事例共有会議」へ月2回の頻度で継続的に参加しました。会議への参加機会が増加する中、多種多様な視点からの意見や専門的な知見を聴取できる極めて貴重な場として機能しています。具体的な事例として、重複障がいを抱える対象者のケースにおいて、他の委託事業所から有益な助言・アドバイスを受けることができ、支援の質の向上に繋がりました。今後は、各相談事業所が単独で抱え込みがちな困難事例について、地域全体で相談支援体制をボトムアップさせ、より強固なネットワークを構築できるよう、具体的な取組の検討を進めています。（①②⑤⑥）

地域の相談支援機能の強化及び職員の資質向上を目的として、インターバル実習の受け入れを実施しました。他機関から2名の実習生を受け入れるとともに、当事業所からも2名の職員を基幹相談支援センターでのインターバル実習に参加しました。基幹相談支援センターとの連携強化や実務における専門性の向上を図ることができました。（②）

障がいや疾病を抱える方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、実効性のある地域定着・移行支援を行いました。独居の対象者に対しては、地域社会から孤立することなく安全に暮らせるよう、きめ細やかな連絡体制を整備し、夜間や休日等の緊急時における連絡・相談にも迅速に対応できる体制を構築しました。また、病院等からの退院に伴い、高齢者施設等へ移行する対象者に対しては、円滑な転居が行えるよう引越しのフォローアップを実施しました。その際、移行先や関係機関に対して切れ目のない支援が行われるよう、対象者の状況や留意事項に関する確実な情報引き継ぎを行い、スムーズな地域移行を支えました。（③）

(2)取組内容・実績を踏まえた成果（好事例や改善できたことなど）

月2回の困難事例共有会議には、バックグラウンドの異なる多様な相談員が参加しており、多角的な助言を直接受ける体制が定着しています。これにより、自所だけでは膠着しがちだったケースに対して相談員の視野が広がり、支援の引き出しが確実に増加しました。単なる事例の共有に留まらず、相談員個々のスキルアップと、地域全体の相談支援体制の底上げ・強化に直接的につながる成果を上げています。また、他事業所からケースを引き継ぐ際、基幹相談支援センターを交えた事前かつ緊密な情報共有を行いました。この結果、初回時から対象者の特性や背景を把握した状態での「スムーズな介入」が実現できました。支援の移行期における対

象者の「日常的なことへの不安」や「将来の心配事」に対して、早い段階から伴走し、一緒に考え、丁寧に意向を汲み取って関係機関へ伝えていくことで、トラブルなく円滑な移行を完了できました。

(3)取組内容・実績を踏まえた課題（課題や対応が難しかったことなど）

平塚市内の指定特定相談事業所が増加したことで、本人や家族からの問い合わせが多数寄せられている一方で、それに対応する相談員や相談事業所の絶対数が不足している現状が大きな課題となっています。特に、少人数や単独で運営している事業所においては、日々の困難ケースでの困りごとや複雑な請求業務、煩雑な事務手続きに直面した際、周囲に相談・解決できる窓口や場所がないという声も聞かれており、対応の難しさが浮き彫りとなっています。

こうした状況を改善するため、指定特定相談事業所へのフォローアップを基幹相談支援センターと緊密に協力して行うとともに、日頃からの業務交流や信頼関係がある委託事業所がアウトリーチ（事業所訪問）を担うことで、単独事業所が困難事例共有会議へ事例検討を依頼する際の精神的・心理的ハードルを下げ、地域全体で支え合う包括的な相談体制の強化を図ることが今後の急務かつ重要な課題として考えています。

4 委託相談事業所名 ほっとステーション平塚

次のとおり、平塚市障がい児者相談支援事業の報告をします。

1 一般相談支援事業内容

- ① 障がい児者及びその家族・関係者からの生活・福祉相談に応じること
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく各種サービスの事業所紹介、利用のあっせん及び調整に関すること
- ③ 地域の相談機関(主に指定特定相談支援事業所)の連携強化に関すること
- ④ 平塚市障がい者自立支援協議会(部会及び分科会を含む。)の事務局に関すること
- ⑤ サービス利用者等のコーディネートに関すること
- ⑥ 地域における障がい児者福祉の住民意識啓発に関すること
- ⑦ ボランティアの養成及び活用に関すること
- ⑧ 上記に付帯して発生する他機関との連絡調整に関すること
- ⑨ その他、平塚市長が特に必要と認めた事業

(1)令和7年度における主な取組内容・実績(実施事業や参加者数・対応件数など)

①②⑤においては、別紙(相談支援件数の集計表)の通りに市内に住む障がいのある方やそのご家族からのご相談に対応しました。2025年度は、来所相談件数が2024年度比で198件の減少となりました。2024年度においては定年退職する相談員の引継ぎのために1名の相談員を増員していたため、対応可能件数が一時的に増えていたことが原因と思われます。

2025年度においては、1名の相談員の勤務形態をパートタイムから常勤に切り替えるなどの増員の工夫をしたものの、数の面でのニーズを満たせていない状況があります。相談員の絶対的な不足があります。

③④においては、別紙2(集計表9-※2)「その他」の主な内容)に記す自立支援協議会関連の会議・研修会・連絡会などの企画や参加を通じて、地域の関係諸機関との連携強化に努めています。年間の諸会議・研修会等への出席回数は、108回となっています。

本年度は特に、ほっとステーション平塚が事務局を務める精神分科会では、いわゆる「8050問題」を抱えるご家庭への支援を関係諸機関が円滑に連携できることを目指して、「精神保健福祉支援者のための連携ガイド 平塚こころのNavi」を作成し、その普及のための研修会などを積極的行いました。

そうした活動が、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進」につながり、精神障がいのある方の暮らしやすさにつながることを目指しています。

⑥⑦においては、例年通り、精神保健福祉ボランティア団体こんぺいとうが主催する精神保健福祉ボランティア養成講座に、ピアサポーターと事業所職員とで講師として参加して、普及啓発に努めました。20余名の市民の方が講座に参加していただき、当事者の方

の体験発表に感銘を受けたといった声を頂いています。

また、精神障がいのある方の家族会・高次脳機能障がいのある方の家族相談会に参加し、相談支援事業や福祉サービスに関する情報提供などを行っています。

(2)取組内容・実績を踏まえた成果（好事例や改善できたことなど）

＊明確な数字でそれぞれの状況における対応件数を表すことはできませんが、以下のよう
な事例が複数あります。

- ・意欲低下に伴う身体的な衰弱のためご自宅での生活が難しい状況にあったが、精神科の主治医からは入院の必要性はないと判断された方について、障がい福祉課・訪問看護・短期入所の事業所と連携し、年末年始の期間において、安全な場所で生活できることを支援できました。
- ・単身生活を継続しつつも生活習慣の乱れから健康管理が難しくなり、生命の危険もあった方について、本人にとって必要な支援と一緒に考え、グループホーム・訪問診療・日中活動などの必要な支援につなぐことができました。
- ・身寄りがなく単身生活を送っている方について、統合失調症の陽性症状の増悪に伴い判断を失い、安全な生活を保てなくなっている状況において、市障がい福祉課・保健福祉事務所・訪問看護ステーション・精神科病院などと連携して、本人を治療につなぐことができました。本件については、精神科受診を要するものの自分でその必要性が判断できない方に関する医療機関への移送の問題などを目の当たりにしました。

(3)取組内容・実績を踏まえた課題（課題や対応が難しかったことなど）

- ・自死を防げなかった方がいます。自殺リスクのアセスメントや対応方法などの学びを深める必要があります。
- ・職員に対してのカスタマーハラスメント（職員の資質や人格を否定するような言葉・暴言・頻回な電話・差別表現の繰り返し・過剰な要求など）に、職員が悩み疲弊することがあります。当法人においては顧問弁護士による職員のバックアップ体制を整えるなどの取組をしているが、小規模な事業所ではそのような体制のないところもあります。川崎市においては、介護・障がい福祉事業所向けのハラスメント相談窓口を設置し、職員の離職防止に取り組んでいます。法律専門家や行政によるそうしたバックアップ体制は心強い。
- ・家事や移動（移動支援や通院等介助）の支援のニーズに対して、ホームヘルプサービスのサービス提供事業所が見つからずに、支援の導入までに時間がかかったり、ニーズを満たせないことがあります。家事援助においては、介護保険サービスや他市の障害福祉サービスでは利用者が家事をすることの促しや見守りなどにおいて、身体介護の支給決定がなされる場合がありますが、平塚市ではそれが認められていません。家事援助と身体介護とでは報酬単価に大きな開きがあるので、事業所の運営にも影響しています。（実際に、他市町の方の家事支援は行うが、平塚市の方については支援できないとされた事例があります。）
- ・グループホーム、就労継続支援B型事業所、居宅介護（ホームヘルプサービス）事業所、指定特定相談支援事業所などにおいて、閉鎖する事業所が散見されます。利用者の方の次の行き先探しの支援を、委託相談支援事業所が担う機会が増えています。

(4) 上記(3)を踏まえた、令和8年度の取組(実施計画)

- ・ 自死の防止のための研修：ほっとステーション平塚が所属している精神保健福祉に関する連携協議体（県精連）において、令和8年2月に自殺リスクアセスメントを学ぶ研修を企画し、当所職員も参加した。今後もこうした学びの機会への参加を継続し、職員間で共有します。
- ・ 職員へのカスタマーハラスメントについて：職員の負担軽減・離職防止などのために、厚生労働省が示している「障害福祉の現場におけるハラスメント対策」のガイドラインを職員間で共有し、必要な措置を講じます。その際には、当事者の方の障がい特性によるやむを得ない言動とハラスメント行為とを混同しないように留意します。また、基幹相談支援センターと協力して、この件に関する研修会の実施を検討します。
- ・ 家事援助と身体介護の支給決定の在り方については、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所との協議の場において、話し合いを継続します。支援の必要性や支給決定の在り方は一人ひとりの利用者によって異なるので、個別の協議も必要になります。

2 平塚市障がい者基幹相談支援相談センターとの協働事業

- ① 障がい種別によらない総合相談、専門相談や困難事例共有会議や検討会議等の「総合相談・専門相談」に関すること
- ② 研修会や特定指定相談事業所等の訪問支援など「地域の相談支援体制の強化」に関すること
- ③ 「地域移行・地域定着促進への取組」に関する事業
- ④ 主に普及・啓発等の「権利擁護・虐待防止」に関する事業
- ⑤ 平塚市障がい者基幹相談支援センターの運営に関する定期的な協議
- ⑥ その他、平塚市障がい者基幹相談支援センター事業に関する事項の協力

(1) 令和7年度における主な取組内容・実績（実施事業や参加者数・対応件数など）

①においては、3カ所の委託相談支援事業所がそれぞれの専門性を発揮して障がい特性に応じた支援を行う一方、重複障がいのある方からのご相談においては、面談や訪問を協働で行うなど、狭間を作らないように心がけています。

また、障がい福祉分野だけでは充足できないニーズに対しても、そのニーズに応じた相談窓口に同行するなどして、当事者の方が適切な相談窓口で相談を継続できるように支援をしています。

②においては、指定特定相談支援事業所からは電話での問い合わせや来所して頂いての支援会議などは行ったが、それぞれの事業所に訪問支援を行う機会はありませんでした。

③においては、当所が神奈川県から受託している「精神障害者入院者支援事業」と合わせて、市内2つの精神科病院に長期に入院している方との面談を続けました。訪問活動は、平塚保健福祉事務所と協働で行う他、ピアサポーターも活用しています。精神障がいのあるピアサポーターが、地域でどのような暮らしをしているかを入院中の方にお伝えし、退院に向けた意欲の喚起や不安の解消などに努めています。

また、入院期間の長短を問わず、市内外の精神科病院に入院している平塚市民の方の地

域移行の支援を行っています。横浜市や小田原市など遠方の病院に訪問する機会も複数あります。

④においては、平塚市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク協議会及びそのワーキングチーム（実務検討会議）に参画し、研修会の企画などに努めました。

また、当所の運営法人の会員になっている12の障がい福祉サービス提供事業所を対象に、虐待防止研修会を実施しました。2025年度においては、精神障がいにより判断力が低下している状況にある方の入院支援と身体拘束についての事例を取り上げて、障がい虐待の防止に精通した弁護士の講義とグループワークを行いました。

①⑤においては、月2回の定例会議に参加し、支援困難な状況を共有・支援の方向性を検討する機会を続けました。

(2)取組内容・実績を踏まえた成果（好事例や改善できたことなど）

- ・ 年間で100回以上、諸協議会や普及啓発事業に参画し、地域づくりに取り組んできました。平塚市の特徴としては、平塚市-神奈川県（保健福祉事務所）-委託相談支援事業所が協働・役割分担して、普及啓発・権利擁護・地域づくりなどに取り組むことができていることが挙げられます。その一端として、各機関が行う精神保健福祉関連の研修会を効果的に実施できるように、研修内容を調整し、連動させられるように工夫しています。
- ・ 2025年度は特に、8050問題に焦点を当てた諸活動を行いました。障がいのある方と高齢者が共に暮らすご家庭において、5020、6030、7040といった世代の頃から支援につながりやすくなるような地域づくりを目指しています。支援につながりづらいご家庭においては、地域包括支援センターが行う地域ケア会議に精神保健福祉分野の支援者も参加するなどして、継続した見守り体制を作るといった取組が始まっています。

(3)取組内容・実績を踏まえた課題（課題や対応が難しかったことなど）

- ・ 上記のような取組は、緒に就いたばかりにあります。各機関の担当者が変わっても継続できるように、また、地域による偏りを生じることがないように、普及啓発や連携強化のための取組を継続する必要があります。また、その取組に従事できる相談支援事業所職員のマンパワーと質の向上が求められます。

(4)上記(3)を踏まえた、令和8年度の取組(実施計画)

- *精神分科会、平塚市および神奈川県によるにも包括構築推進の取り組みを連動させながら、以下の活動を行います。
- ・ 8050問題を内包するご家庭の支援に関するアウトリーチ研修会（年2～3回）を継続し、高齢者支援機関と精神保健福祉関連機関とのネットワークづくりに取り組みます。
- ・ 課題検討ワーキングでは、精神障がいのある方の住宅確保に関する課題の整理や課題解消に向けた取組を行います。今年度は本件に関して先進的に取り組んでいる地域の状況を学ぶなどして、平塚市の地域づくりにおいて目指すべき姿を考える期間とします。令和9年度にその実現に向けた諸活動を開始する予定です。

令和7年度 相談支援事業実績

1 対応方法(延べ件数)

区 分		しせん相談室 ひらつか	サンシティ ひらつか	ほっと ステーション平塚	基幹相談支援 センター	計
個別支援	来 所 相 談	8	48	703	47	806
	訪 問 相 談	65	44	295	49	453
	同行(病院・施設等)	16	13	190	4	223
	電 話 相 談 ※日程の連絡など軽易 なものは含まない	732	407	4,708	141	5,988
	電子メール ※日程の連絡など軽易 なものは含まない	76	9	33	1	119
	そ の 他	1	1	32	1	35
合 計		898	522	5,961	243	7,624

2 年齢(延べ件数及び実件数)

区 分		しせん相談室 ひらつか	サンシティ ひらつか	ほっと ステーション平塚	基幹相談支援 センター	計
延 べ 件 数	0～17歳まで	106	52	14	16	188
	18～39歳まで	105	285	2,311	83	2,784
	40～64歳まで	561	76	3,466	125	4,228
	65歳以上	126	10	168	13	317
	そ の 他	0	99	2	6	107
	合 計	898	522	5,961	243	7,624
実 件 数	0～17歳まで	15	34	5	12	66
	18～39歳まで	14	164	158	43	379
	40～64歳まで	43	40	251	63	397
	65歳以上	22	4	14	10	50
	そ の 他	0	79	2	5	86
	(a)合 計	94	321	430	133	978

3 新規・継続相談(実件数)

区 分	しせん相談室 ひらつか	サンシティ ひらつか	ほっと ステーション平塚	基幹相談支援 センター	計
新 規	65	119	192	104	480
継 続	29	202	238	29	498
(b)合 計	94	321	430	133	978

(a)=(b)

4 障害種別(実件数)

区 分		しせん相談室 ひらつか	サンシティ ひらつか	ほっと ステーション平塚	基幹相談支援 センター	計
身体 障害	(者)肢 体	38	3	6	15	62
	(児)肢 体	3	0	0	5	8
	(者)その他	25	4	1	10	40
	(児)その他	6	1	0	1	8
(者)知 的		4	255	42	43	344
(児)知 的		2	28	2	8	40
(者)発 達		1	6	70	6	83
(児)発 達		0	8	7	1	16
(者)精 神		7	16	346	55	424
(児)精 神		3	2	5	1	11
(者) 高次脳機能		1	0	9	1	11
(児) 高次脳機能		0	0	0	1	1
(者)重 心		1	0	0	0	1
(児)重 心		1	0	0	0	1
(者)その他		3	10	12	2	27
(児)その他		1	6	1	1	9
合 計		96	339	501	150	1,086

(注) 一人で複数の障害を重複している場合は、それぞれ算定。

5 個別相談の相談事由(延べ件数)

区 分	しせん相談室 ひらつか	サンシティ ひらつか	ほっと ステーション平塚	基幹相談支援 センター	計
(c)福祉制度・障害福祉サービスの問い合わせ	273	95	689	147	1,204
(再掲)ピアカウンセラー	0	0	1	0	1
(d)雇用・就労関係	64	3	846	14	927
(再掲)ピアカウンセラー	0	0	1	0	1
(c)住居・住宅関係	50	15	756	31	852
(再掲)ピアカウンセラー	1	0	0	0	1
(e)教育・発達関係	33	3	8	3	47
(再掲)ピアカウンセラー	0	0	0	0	0
(f)保健・医療・健康管理関係	79	16	2,585	51	2,731
(再掲)ピアカウンセラー	0	0	3	0	3
(g)家族関係	31	43	1,288	47	1,409
(再掲)ピアカウンセラー	0	0	1	0	1
(g)対人間関係	0	6	847	17	870
(再掲)ピアカウンセラー	0	0	1	0	1
(h)経済・年金関係	0	8	532	21	561
(再掲)ピアカウンセラー	0	0	0	0	0
(c)放課後支援	0	7	0	4	11
(再掲)ピアカウンセラー	0	0	0	0	0
(g)引きこもり	0	49	16	10	75
(再掲)ピアカウンセラー	0	0	0	0	0
(c)利用調整	396	77	2,948	59	3,480
(再掲)ピアカウンセラー	0	0	0	0	0
(c)福祉用具	56	0	7	4	67
(再掲)ピアカウンセラー	0	0	0	0	0
(c)支給決定	28	5	127	4	164
(再掲)ピアカウンセラー	0	0	0	0	0
(j)障害の理解	28	29	382	3	442
(再掲)ピアカウンセラー	0	0	0	0	0
(k)虐待	3	0	18	4	25
(再掲)ピアカウンセラー	0	0	0	0	0
(k)権利擁護	0	0	57	6	63
(再掲)ピアカウンセラー	0	0	0	0	0
(l)金銭管理、家事、育児関係	0	2	190	6	198
(再掲)ピアカウンセラー	0	0	0	0	0
(m)社会参加・余暇活動	5	1	99	2	107
(再掲)ピアカウンセラー	0	0	0	0	0
(n)不安の解消・傾聴	54	113	975	19	1,161
(再掲)ピアカウンセラー	0	0	1	0	1
(o)その他(区分不可能)	14	221	269	11	515
(再掲)ピアカウンセラー	0	0	0	0	0
合 計	1,114	693	12,639	463	14,909

(注) 1件の相談で複数の内容について相談を受けたものは、重複して算定。

6 個別相談の相談者区分(延べ件数)

区 分	しせん相談室 ひらつか	サンシティ ひらつか	ほっと ステーション平塚	基幹相談支援 センター	計
本 人	276	124	3,102	65	3,567
家 族	112	145	349	40	646
行政・教育関係	146	88	604	17	855
医療・福祉関係	360	154	1,875	116	2,505
そ の 他	4	11	31	5	51
合 計	898	522	5,961	243	7,624

7 一般相談から計画相談への移行件数

区 分	しせん相談室 ひらつか	サンシティ ひらつか	ほっと ステーション平塚	基幹相談支援 センター	計
件数	37	59	4	0	100
うち指定特定相談支援事業 所へ移行した件数	0	0	0	0	0

7-2 一般相談から計画相談を継続した理由(主な理由を選択)

区 分	しせん相談室 ひらつか	サンシティ ひらつか	ほっと ステーション平塚	基幹相談支援 センター	計
支援困難のため	11	18	4	0	33
継続した関係性を終結する のは現時点で本人の不安 定さを招くと思われるため	1	9	1	0	11
利用するサービスの提供者 が同法人であるため	0	4	0	0	4
そ の 他	25	28	0	0	53

※ その他については具体的な理由を記入すること

【しせん】他相談支援事業所からの引き継ぎ。本人の希望計画事業所の変更希望があったため、計画事業所の閉所に伴う引継ぎ、家族からの希望
【サンシティ】受けてくれる事業所がなく、本人・ご家族が困っていたため。児童期の相談事業所からの移行ケースであるため。兄弟がサンシティでの計画相談に入っていたため

7-2 (参考)サービス等利用計画作成に係る相談件数(延べ件数)

区 分	しせん相談室 ひらつか	サンシティ ひらつか	ほっと ステーション平塚	基幹相談支援 センター	計
件数	6,508	5,774	3,341	0	15,623

8 計画相談へ移行せずセルフプラン作成支援した件数

区 分	しせん相談室 ひらつか	サンシティ ひらつか	ほっと ステーション平塚	基幹相談支援 センター	計
件数	5	5	41	0	51

8-2 計画相談へ移行せずセルフプラン作成支援した理由(主な理由を選択)

区 分	しせん相談室 ひらつか	サンシティ ひらつか	ほっと ステーション平塚	基幹相談支援 センター	計
本人の希望	5	3	15	0	23
計画相談に移行すると一般 相談を受けられなくなるた め	0	0	0	0	0
指定特定相談支援事業所 への移行先が見つからない ため	0	0	14	0	14
地域活動支援センターB型 への通所で状況確認できる ため	0	0	7	0	7
そ の 他	0	2	5	0	7

※ その他については具体的な理由を記入すること

【サンシティ】計画相談では契約が解消されてしまった際に介入が難しくなる。第3者の視点で継続してアドバイスがおこなえるようにするため。
【ほっと】・相談支援事業所を探していると、本人が就労Bに言い始めたいタイミングに支給決定が間に合わないため。・サービスの利用開始に支給決定が間に合わないため。・生活介護の利用開始日に支給申請が間に合わないため。・緊急の短期入所の利用のため、計画を作っていると支給決定が間に合わないため。

9 その他の要素

区 分	しせん相談室 ひらつか	サンシティ ひらつか	ほっと ステーション平塚	基幹相談支援 センター	計
(p)個別支援会議(ケース会議 等含)	75	495	93	11	674
(q)関係機関 (個別支援会議等以外に調 整したもの)	0	0	14	9	23
(r)ケース共有会議	0	0	0	1	1
(s)支援困難ケース検討会 議	24	24	0	0	48
障害支援区分認定調査	44	82	13	0	139
アウトリーチ (計画相談支援事業所)	20	0	0	23	43
アウトリーチ (その他※1)	32	0	0	0	32
インターバル実習 (受け入れ人数)	10	4	4	22	40
講演・研修会 (主催・共催)	10	27	5	3	45
講演・研修会 (協力)	6	3	5	2	16
その他(※2)	0	0	124	17	141

※1 アウトリーチ先種別

【しせん】相談支援事業所 生活介護事業所 介護保険ケアマネージャー よろず相談 福祉用具事業所 訪問看護 グループホーム管理者 病院 MSW 地域活動支援センター管理者 社協職員相談員、訪問看護、ケアマネ、市役所職員、施設職員、社協、通所職員、地活職員、病院SW、ヘルパー事業所管理者

※2 主な内容

10 計画相談支援事業所への後方支援 対応方法(延べ件数)

区 分		しせん相談室 ひらつか	サンシティ ひらつか	ほっと ステーション平塚	基幹相談支援 センター	計
事業所支援	(者)来所相談	3	0	0	2	5
	(児)来所相談	0	0	0	0	0
	(者)訪問相談	2	0	0	4	6
	(児)訪問相談	0	0	0	0	0
	(者)同行(病院・施設等)	0	0	0	0	0
	(児)同行(病院・施設等)	1	0	0	0	1
	(者)電話相談 ※日程の連絡など軽易なものは含まない	47	3	8	46	104
	(児)電話相談 ※日程の連絡など軽易なものは含まない	1	7	0	1	9
	(者)電子メール ※日程の連絡など軽易なものは含まない	0	0	0	0	0
	(児)電子メール ※日程の連絡など軽易なものは含まない	0	0	0	0	0
(者)小計		52	3	8	52	115
(児)小計		2	7	0	1	10
合計		54	10	8	53	125